

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

竜王町立学校・幼稚園に在学(園)する児童生徒・園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと竜王町教育委員会は災害共済給付契約を結んでいます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒・園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様同意が必要になります。

1 給付の種類と内容

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並びに療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
疾病	その原因である事由が学校管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの		
	・学校給食等による中毒 ・ガス等による事故 ・熱中症		
	・溺水 ・異物の下または迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎		
	・外部衝撃等に疾病 ・負傷による疾病		
障害	学校管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000万円～88万円 (通学中の災害の場合は半額)	
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の場合は1,500万円)	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の場合は1,500万円)
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 (通学中の場合も同額)

3 給付基準

- ① 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行われなときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けた時は、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。

4 加入に伴う共済掛金

935円 (保護者負担額 460円 + 竜王町教育委員会負担額 475円)